

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（第2次版）

I 共通事項

- (1) 人との接触をできるだけ避け、対人距離を確保（最低1m）する。
- (2) 感染防止のための入館者の整理（「三密」にならないための対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入館制限を含む）
以下の場合には、入館制限することから、来館前の検温実施の要請のほか、来館自粛を求め得る条件を事前にホームページ等で周知するとともに、館内に明示する。
 - ・サーモグラフィー等による検温の結果、平熱と比べて高い発熱（目安として37.5℃以上）があった場合及び下記の症状に該当する場合も入場できないものとする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
 - ・PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、来館者等の名簿を適正に管理する。
- (3) 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置と消毒の徹底
- (4) 従業員等のマスクの常時着用 of 徹底及びホームページや案内掲示等による入館者に対するマスクの常時着用の周知
- (5) 公演の前後及び休憩中の空調換気強化
- (6) 施設内共用部分（ドアノブや手すり等）の定期消毒
- (7) 大声を出さないことの奨励、咳エチケット
- (8) 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- (9) 接触確認アプリの活用

II 貸館（ホール・展示室・和室・会議室）での留意点

- (1) 必要に応じて保健所等の公的機関へ提供するため、使用主催者は入館者の連絡先を把握する。
- (2) 使用主催者は、当ガイドラインに基づき事業を実施するとともに、施設管理者が通知する留意事項に従う。

III 設備等の感染対策

1 一般

- (1) 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする、又は手袋を着用する。
- (2) 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- (3) 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

ただし、飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意すること。

- ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。

- (4) 手洗いや手指消毒の徹底を図る。ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- (5) 館内換気の徹底を図る。
- (6) サーモグラフィーカメラ等を設置し、発熱者等の入館を制限する。

2 公演会場（ホール・和室）入口

- (1) 公演主催者に対し、会場入口に手指消毒用の消毒液を設置するよう要請する。
- (2) 会場入口の行列は、最低 1 m の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう、必要に応じてマーカー等を設置する。

3 展示室

- (1) 人との接触をできるだけ避け、対人距離を確保（最低 1 m）し、必要に応じてフロアマーカー等を設置する。
- (2) 鑑賞者にはマスクを常時着用の上、会話を控えるよう求める。
- (3) ハンズオン作品は展示しない。
- (4) 室内での鑑賞者の滞留が発生しないよう、必要に応じて入場制限を実施する。

4 会議室

- (1) 利用者はマスクを常時着用の上、対人距離を確保（最低 1 m）するよう席配置を工夫する。
- (2) 室内換気を適時行う。
- (3) テーブル、椅子等の消毒を定期的に行う。

5 チケット窓口

- (1) チケット窓口での行列は、最低 1 m の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう、必要に応じてマーカー等を設置する。
- (2) 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。ただし、飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意すること。
 - ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。

- ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。

(3) 感染予防のため、チケット等のもぎり等は原則入館者本人にしてもらう。

6 ロビー、休憩スペース

- (1) 対面での飲食や会話を回避するよう掲示等により注意喚起を行う。
- (2) 常時換気を行う。
- (3) テーブル、椅子等の消毒を定期的に行う。

7 楽屋、控室

- (1) 密にならないように定員を調整するとともに、常時換気を行う。
- (2) テーブル、椅子等の消毒を定期的に行う。
- (3) ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を用い、1回分（又は個包装）で提供する。

8 トイレ

- (1) 清掃を徹底するとともに、不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- (2) トイレの水を流す際は、トイレの蓋を閉めて行うよう表示する。
- (3) 休憩時間中等混雑により順番待ちの行列が予想する場合には、最低1mの間隔を空けた整列を促す。

9 カフェ

テナント事業者と連携の上、以下の措置を講じる。

- (1) 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- (2) 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する又は必要に応じて手袋を着用する。
- (3) 飲食物の提供にあたっては、家族等の一集団と他の集団との距離が最低1mとなるよう、座席を配置する。
- (4) 混雑時には、入場制限を実施する。
- (5) 換気を徹底する。
- (6) 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- (7) 従業員は、マスクの常時着用と手指消毒を徹底し、利用者も手指消毒を行ってから入店するよう案内する。
- (8) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するよう徹底する。
- (9) 公演時にホワイエに飲食提供用カウンターを設置する場合には、休憩時等に密集状態が発生しないようにするとともに、極力、使い捨ての紙食器を使用すること。

10 駐車場

- (1) 現金及び自動車キーの受け渡しは直接ではなくトレーの上で行う。

また、現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を導入する。

- (2) 警備員は、マスクの常時着用と手指消毒を徹底し、対応窓口はアクリル板や透明ビニールカーテンにより利用者との間を遮蔽する。

1 1 清掃・ゴミの廃棄

- (1) 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- (2) 清掃やゴミの廃棄を行う者には、マスクや手袋の着用を徹底する。
- (3) 作業終了後には、マスクや手袋を脱いだ後、必ず石鹸と流水で手を洗う。

IV 従業員（職員・委託業者従業員）に関する感染防止策

- (1) 施設の管理・運営に必要な最少限度の人数とする。
- (2) マスク着用や手指消毒を徹底する。
- (3) 衣服やユニフォームはこまめに洗濯する。
- (4) 出勤前の自宅等での検温を励行し、平熱と比べて高い発熱（目安として37.5℃以上）がある場合には自宅待機の対応をとるよう徹底する。さらに下記の症状に該当する場合も、自宅待機を行うこととする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- (5) 従業員に感染が疑われる場合には、保健所に協力し、必要な情報提供を行う。

V 周知・広報

感染予防のため、以下について来館者に周知・広報を行う。

- (1) 咳エチケット、マスクの常時着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- (2) 施設内では、十分な社会的距離（最低1m）の確保の徹底
- (3) 下記の症状に該当する場合、来館を控えてもらう。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- (4) 公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控える。
- (5) 京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービスアプリ「こことろ」や厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」の利用の促進。

VI 公演主催者が措置すべき具体的対策

公演主催者は、施設管理者が定めた本ガイドライン及び別に定める新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリストにより、公演主催者として措置すべき具体的事項について事前に十分な協議を行うとともに、公演当日に確実に実行しなければならない。

公演主催者が協議した事項を実行しない場合、施設管理者は公演の制限や中止をさせることができるものとする、

1 公演前の対策

(1) 入退場制限

- ① 公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫をする。
 - ・入退場、休憩時間は、余裕をもった設定とすること。
 - ・もぎりの簡略化
 - ・入場待機列の設置
 - ・座席指定予約による人数調整
 - ・大人数での来館の制限 等
- ② 来館者が多数になることが見込まれる公演については、京都府が示す対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染の予防措置をする。
- ③ 特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応をする。

(2) 客席の配席（収容率）

- ① 来場者による大声での歓声、声援、唱和がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（収容率100%以内）とすることを可能とする。
- ② ①以外の公演については、マスクの常時着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を50%以内とする。（異なるグループ間では座席を1席（立席の場合は1m）空けるが、親子等の同一グループ（5名以内）では座席間隔を空ける措置は不要。
- ③ 座席のひじ掛けの使用にあたっては、隣席の観客と腕等が接触しないように、協力を求める。
- ④ 客席の最前列は舞台上から最低でも水平距離で2m以上を設けること。それが困難な場合にはフェイスシールドの着用など距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じること。

(3) 来館者との関係

- ① チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来館者の氏名及び緊急連絡先の把握に努める。また、来館者に対しては、これらの情報が来館者から感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを周知しておく。
- ② 来館前の検温の実施の要請のほか来館を控えてもらうケースを事前に周知しておく。
- ③ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、来館者等の名簿の作成または指定のスマートフォンアプリケーションなどを活用し適正に管理する。スマートフォンアプリケーションを活用する場合には、その旨を事前に周知する。

(4) 公演関係者との関係

- ① 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してもらうとともに、この情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知する。
- ② 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底する。

- ③ 出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努める。
- ④ 公演時の出演者を除き、施設内ではマスクの常時着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底する。
- (5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策
公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議すること。

2 公演当日の対策

(1) 周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来館者に対し、以下について周知すること。

- ① また、来館者ができるだけ不利益を被らず、有症状者の入場を確実に防止できるよう、チケットの振替や払戻等の対応策を講じること。咳エチケット、マスクの常時着用、手洗い・手指の消毒の徹底、大声を出さないことの奨励
- ② 社会的距離（最低1m）の確保の徹底
- ③ 下記の症状に該当する場合は、来館を控えてもらうこと
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

(2) 来館者の入退場時の対応

- ① 以下の場合には、入場しないよう要請する。
 - ・サーモグラフィー等による検温の結果、平熱と比べて高い発熱（目安として37.5℃以上）があった場合及び下記の症状に該当する場合も入場できないものとする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
 - ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- ② 入退場時の密集回避のため 事前に余裕を持った入退場時間を設定（従来は開演30分前）し、券種や座席ゾーンごとに時間差での入退場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。
- ③ 入待ち、出待ち、面会はしないよう徹底する。特に終演後に観客全員が退館するまで、出演者はホールホワイエやロビーには出ないこと。
- ④ パンフレット・チラシ・アンケート等は手渡しによる配布は避ける。
- ⑤ プレゼント、差し入れ等は控えさせる。

(3) 公演会場内の感染防止策

- ① 消毒や換気の徹底、マスクの常時着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。
- ② 座席の最前列席は舞台前から十分な距離（水平距離で最低2m）を取るよう努める。
- ③ 公演中の来館者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、特に座席のひじ掛けの使用にあたっては、隣席の観客と腕等が接触しないように、協力を求める。
- ④ 感染リスクが高まるような演出（声援を惹起する、来館者をステージに上げる、ハイタッチをする 等）は行わない。

- ⑤ 場内における会話は、極力控えていただくよう要請する。
- ⑥ 事前に、密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努める。

(4) 公演関係者の感染防止策

- ① 公演の運営に必要最小限の人数とする。
- ② 各自検温を行うこととし、平熱と比べて高い発熱（目安として37.5℃以上）がある場合及び下記の症状に該当する場合も自宅待機とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ③ 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握しておく。
- ④ 表現上困難な場合を除き、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努める。また、公演前後の手指消毒を徹底する。
- ⑤ 楽屋では使い捨ての紙皿やコップを使用する。
- ⑥ 機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ⑦ 仕込み、リハーサル、撤去等においても十分な感染防止措置を講ずる。
- ⑧ 公演関係者の感染が疑われる場合には保健所等に必要な情報提供を行う。

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ① 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室で隔離を行う。
- ② 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ③ 速やかに、専用電話相談窓口、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受ける。

(6) 物販

- ① オンライン販売やキャッシュレス決済により現金の取扱いを減らす。
- ② パンフレット等の物販を行う場合、最低1mの間隔を開けて整列していただく。
- ③ 物販に関わる従業員は、マスクの常時着用と手指消毒を徹底する、又、必要に応じて手袋を着用する。
- ④ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ⑤ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ⑥ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は、極力取り扱わない。

3 公演後の対策

- (1) 公演ごとに、可能な範囲で来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヶ月間）保存するよう努める。
- (2) 感染が疑われる者が出た場合は、保健所等の公的機関に必要な情報提供を行う。
- (3) 個人情報保護の観点から、名簿等の保管・管理には十分な対策を講ずる。

以上、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

また、本ガイドラインは、クラシック音楽公演運営推進協議会及び緊急事態舞台芸術ネットワークのガイドラインと補完し合う関係であり、必要に応じて参照すること。

令和2年10月1日改訂のガイドラインは、令和2年10月1日から適用する。